点検項目		点検結果	:	
	請求	実績有	請求	
点検事項	満たす    満たす	満たさな い	実績無	
1. 夜勤減算	1日につ	き所定単位	立数の100	0分の97を算定
次の基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定すること。				
(1)看護職員又は介護職員数2人以上(短期入所療養介護の利用者の数及び当該老人保健施設の 入所者の数の合計数が40人以下で、常時、緊急時連絡体制を整備している場合は、1以上)。				
(2)ユニット型は、2ユニットごとに看護職員又は介護職員の数が1人以上				
2. ユニットにおける職員に係る減算	1日につ	き所定単位	立数の100	O分の97を算定
次の施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算 定すること。				
①日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。				
②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。				
3. 身体拘束廃止未実施減算	1日につ	き所定単位	立数の100	0分の90を算定
(1)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。				
(2)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。				
(3)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。				
(4)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。				

点検項目		点検結果	:	
	請求劉	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
4. 安全管理体制未実施減算	1日につ	き5単位を	減算	
(1)運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合 イ事故発生時の対応、事故発生防止のための指針の整備 ロ事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の 整備 ハ事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 ニイからハの措置を適切に実施するための担当者を置くこと				
※6ヶ月の経過措置期間を設ける⇒令和3年9月30日までの間は、適用しない。 ※介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌 月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数から減 算することとする。なお、同項第4号に掲げる安全対策を適切に実施するための担当者は、令和3年 改正省令の施行の日から起算して6月を経過するまでの間、経過措置として、当該担当者を設置する よう努めることとしているため、当該期間中、当該減算は適用しない。				
5. 栄養ケア・マネジメント未実施減算(3年の経過措置期間を設ける)	1日につ	き14単位:	を減算	
(1)入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を1以上配置いること。				
(2)入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。				
※経過措置⇒令和6年3月31日までの間は、適用しない。				
6. 夜勤職員配置加算	1日につ	き24単位:	を加算	
(1)利用者等の数が41人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数は2名を超えて配置、かつ、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上配置すること。				
(2)利用者等の数が40人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数は1名を超えて配置、かつ、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上配置すること。				
7. 短期集中リハビリテーション実施加算	1日につ	き240単位	立を加算	
(1)医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的(20分以上の個別リハビリテーションを1週につきおおむね3日以上実施)に行った場合であること。				
(2)過去3月以内に介護老人保健施設に入所したことがないこと。				

点検項目		点検結果		
	請求等	実績有	≣ <b>≠</b> →>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
8. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1日につ	き240単位	立を加算	
(1)次のいずれにも適合すること。				
①リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている こと。				
<u>、こ。</u> ②リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。				
(2)認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者であること。				
(3) 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度とすること。				医師は、精神科医師若しくは精神内科医師又は 認知症に対するリハビリテーションに関する専門的 な研修を修了した医師。
(4)記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週3日実施することを標準とする。				
(5)過去3月の間に本加算を算定していないこと。				
(6) 当該リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等)は利用者ごとに保管されること。				
(7)リハビリテーションの時間が20分に満たない場合は算定できない。				
9. 認知症ケア加算	1日につ	き76単位:	を加算	
(1)日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者にサービスを行った場合であること。				
(2)認知症の入所者と他の入所者を区分し、次の施設及び設備を有していること。				
①専ら認知症の入所者を入所させる施設であって、原則として、同一の建物や階において短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないこと。				
②入所定員は40人を標準とすること。				

点検項目		点検結果		
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
③施設内に入所定員の1割以上の数の個室があること。				
④1人当たり2平方メートル以上のデイルームがあること。				
⑤家族が介護方法に関しての知識や技術を習得するための、30平方メートル以上の施設を設けていること。				
⑥入所者は単位ごとに10人を標準とすること。				
⑦看護職員や介護職員を単位ごと固定で配置していること。				
⑧ユニット型ではないこと。				
10. 若年性認知症利用者受入加算	1日につき	き120単位	立を加算	
(1)受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。				
(2)担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。				
(3)認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していないこと。				
11. 外泊加算	1月に6日	日を限度と	して1日に	つき362単位を加算
(1)入所者が病院又は診療所への入院を要した場合であること。				
(2)入所者に対して居宅における外泊を認めた場合であること。				
(3)1月に6日を限度として算定すること。				
(4)入院又は外泊の初日及び最終日の算定を行っていないこと。				
(5)外泊の期間中は、当該入所者について居宅介護サービス費を算定していないこと。				
12. 外泊時に在宅サービスを利用したときの費用	1月に6日	日を限度と	して所定単	単位数に代えて1日につき800単位を算定
(1)入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合であること。				

点検項目		点検結果		点検結果		
	請求到	実績有	請求			
点検事項	満たす	満たさな い	実績無			
(2)外泊の初日及び最終日は算定できない。						
(3)外泊時費用を算定している際には、併算定できない。						
(4)1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定すること。						
13. ターミナルケア加算		•	<u>'</u>			
(1)厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であること。						
①医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。						
で ②入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されていること。						
③医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、入所者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。						
(2)入所者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくこと。						
(3)入所者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が利用者の状態等に応じて随時、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていると認められること。						
(4)(3)の場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず施設への来所がなかった旨を記載しておくこと。						
(5)退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であることから、退所等の翌月に亡くなった場合の前月分のターミナルケア加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくこと。						
(6)死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき80単位を加算。						
(7)死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき160単位(療養型:160単位)を加算。						
(8)死亡日の前日及び前々日については、1日につき820単位(療養型:850単位)を加算。						

点検項目	点検結果			
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(9)死亡日については、1日につき1,650単位(療養型:1,700単位)を死亡月に加算。				
(10)退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しないこと。				
(11)施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。				
14. 初期加算	1日につ	き30単位:	を加算	
(1)入所した日から起算して30日以内の期間であること。				
(2)入所日から30日間中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、初期加算を算定していなこと。				
(3)当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は 1月間)の間に、当該施設に入所したことがないこと。				
(4) 当該施設の短期入所療養介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合は入所直前の短期入所療養介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定していること。				
15. 再入所時栄養連携加算	1回に限			
(1)介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、退院後再度、当該施設に再入所する際に、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導又はカンファレンスに同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。 指導又はカンファレンスへの同席は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、当該者又はその家族(「当該者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該者等の同意を得なければならない。				
(2)栄養ケア・マネジメント未実施減算を算定していないこと。				
(3)入所者又はその家族の同意を得ていること。				

点検項目		点検結果	:	
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(4)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。				
16. 入所前後訪問指導加算(I)	1回を限点	<b>痩とし45</b> 0	単位を加	算
(1)入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合であること。				
(2)入所前後訪問指導加算(II)を算定していないこと。				
(3)次の場合には算定できない。				
①病院又は診療所のみを訪問し、居宅を訪問しない場合。				
②他の介護保険施設のみを訪問し、居宅を訪問しなかった場合。				
③予定の変更に伴い、入所しなかった場合。				
(4) 医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。				
(5)入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。				
(6)指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。				
16-2. 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回を限点	· 度とし480	単位を加	
(1)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、(4)に掲げる職種が会議を行い、生活機能の具体的な改善目標及び退所後の生活に係る支援計画を共同して定めた場合であること。				
(2)入所前後訪問指導加算(I)を算定していないこと。				
(3)次の場合には算定できない。				
①病院又は診療所のみを訪問し、居宅を訪問しない場合。				

点検項目		点検結果		
	請求到	実績有	<u>=</u> ± ++	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
②他の介護保険施設のみを訪問し、居宅を訪問しなかった場合。				
③予定の変更に伴い、入所しなかった場合。				
(4)医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。				
(5)入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。				
(6)指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。				
17. 試行的退所時指導加算	1月に1回	回を限度と	して400萬	単位を加算
(1)退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合であること。				
(2)当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合であること。				
(3)入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限ること。				
(4)試行的退所時指導の内容は、次のようなものであること。				
①食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導。				
②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座 又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排せつ訓練の指導。				
③家屋のも改善の指導。				
④退所する者の介助方法の指導。				
(5)試行的退所を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退所して、その居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討すること。				

点検項目		点検結果	:	
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(6)当該入所者又は家族に対し、趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。				
(7)試行的退所中の入所者の状況の把握を行っている場合にあっては、外泊時加算を併せて算定することが可能であること。				
(8)入所者の試行的退所期間中は、当該入所者の同意があり外泊時加算を算定していない場合は、 そのベッドを短期入所療養介護に活用することが可能であること。				
(9)試行的退所期間中は、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス等の利用はできないこと。				
(10)試行的退所期間が終了してもその居宅に退所できない場合においては、介護老人保健施設で療養を続けることとなるが、居宅において療養が続けられない理由等を分析した上でその問題解決に向けたリハビリ等を行うため、施設サービス計画の変更を行うとともに、適切な支援を行うこと。				
(11)試行的退所時指導加算は、次の場合には算定できない。				
①退所して病院又は診療所へ入院する場合。				
②退所して他の介護保険施設へ入院する場合。				
③死亡退所の場合。				
(12)試行的退所時指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士、 介護支援専門員等が協力して行うこと。				
(13)試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。				
(14)試行的退所時指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。				
18. 退所時情報提供体制加算	1回を限力	度として50	00単位を	加算
(1)入所期間が1月を超える入所者が退所した場合であること。				

点検項目		点検結果	:	
	請求	実績有	=+ _1>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(2)入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、入所者の退所後の主治の医師に対して、入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合であること。				
19. 入退所前連携加算(I)	1回を限	度して600	D単位を加	算
(1)入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。				
(2)入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。				
19-2. 入退所前連携加算(Ⅱ)	1回を限	度して400	単位を加	算
(1)入退所前連携加算(I)の(2)の要件を満たすこと。				
(2)入退所前連携加算(I)を算定している場合は入退所前連携加算(II)は算定しない。				
20. 訪問看護指示加算	1回を限	度して300	D単位を加	算
(1)施設の医師が診療に基づき指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定複合型サービス(看護サービスを行う場合に限る。)が必要であると認めた場合であること。				
(2)本人の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合であること。				
(3)交付した訪問看護指示書の写しを診療録等に添付すること。				
21. 栄養マネジメント強化加算	1日につ	き11単位	を加算	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること				
(1)管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤の栄養士を1人以上配置し、当該 栄養士が給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること。				

点検項目		点検結果	:	
	請求到	実績有	==>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(2)低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、管理栄養士、 看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。				
(3) 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の観察の際に変化を把握し、問題がある場合は、 早期に対応すること。				
(4)入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、 当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
(5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。				
(6)栄養ケア・マネジメント未実施減算を算定していないこと。				
22. 経口移行加算	1日につき	き28単位	を加算	
(1)経口による食事の摂取の栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。				
(2) 医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成していること。 ※栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。				栄養ケア計画(参考様式)を準用
(3) 当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われていること。				
(4)栄養ケア・マネジメント未実施減算を算定していないこと。				
(5)経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から記載して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口摂取を進めるための支援が必要とされる者については、引き続き当該加算を算定できる。ただし、この場合は、医師の指示はおおむね2週間ごとに受けること。				

点検項目		点検結果		
	請求写	<b></b> <b>美</b> 積有	== -12	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(6)経管栄養法から経口栄養法への移行は、誤嚥性肺炎の危険も生じることから、次のことを確認した上で実施すること。	***************************************			
①全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定し、現疾患の病態が安定) ②刺激しなくても覚醒を保っていられること。 ③嚥下反射が見られること。 ④咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。				
(7)経口移行加算を180日間にわたり算定後、経口摂取できなかった場合に、期間を空けて再度摂取のための支援をした場合は、算定できないこと。				
(8) 口腔状態により、歯科医療における対応も想定されることから、介護支援専門員を通じて主治の 歯科医師への情報提供を実施するなど適切な措置を講じること。				
(9)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。				
23. 経口維持加算(I)	1月につき	き400単位	立を加算	
(1) 現に経口摂取している者で、摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理が必要であるとして、医師又は歯科衛生師の指示を受けたものを対象とすること。 ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治医の指導を受けている場合に限る。				
(2)月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること。  ※入所者の栄養管理をするための会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。				
(3)(2)の計画について、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。				

点検項目	点検結果			
	請求到	実績有	=± -1>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(4)経口維持計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合、その記載で経口維持 計画の作成に代えることができる。				
(5)経口維持計画に基づき、栄養管理を実施すること。				
(6)経口維持加算(1)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施すること。ただし、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うこと。				
(7)栄養ケア・マネジメント未実施減算、経口移行加算を算定していないこと。				
(8)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。				
23-2. 経口維持加算(Ⅱ)	1月につき	き100単位	なか算	
(1)協力歯科医療機関を定めていること。				
(2)経口維持加算(I)を算定していること。				
(3)入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、 歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わり、経口維持計画を策定した場 合であること。				
(4)経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施すること。ただし、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うこと。				
(5)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。				
24. 口腔衛生管理加算(I)	1月につき	き90単位	を加算	※(I)(Ⅱ)は併算定不可
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。				
(2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。				

点検項目	点検結果			
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体 的な技術的助言及び指導を行うこと。				
(4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応 すること。				
(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。				
(6)当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を 入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供について同意を 得ていること。				
(7)口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、入所者ごとに口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を作成し、施設に提出すること。当該施設は当該記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対し提供すること。				
(8)当該歯科衛生士は、入所者の口腔の状態により保険医療対応が必要な場合には、当該歯科医 師及び当該施設への情報提供を行うこと。				
(9)訪問歯科衛生指導料が算定された月においては、3回以上算定された場合には算定できないこと。				
24-2. 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月につき	き110単位	なかり	※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)口腔衛生管理加算(I)の要件を満たしていること。				
(2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
25. 療養食加算	1回につき	き6単位を	加算	
(1)食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。				
(2)入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。				

点検項目		点検結果		
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(3)疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供が行われていること。				
(4)療養食の献立表が作成されていること。				
(5)1日3回を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。				
(6)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。				
26. 在宅復帰在宅療養支援機能加算(I)	1日につき	き34単位	を加算(基	本型のみ)
(1)次に掲げる算式により算定した数が四十以上であること。 A+B+C+D+E+F+G+H+I+J 備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。				
A 算定日が属する月の前六月間において退所者のうち、居宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が百分の五十を超える場合にあっては二十、百分の五十以下であり、かつ。百分の三十を超える場合にあっては十、百分の三十以下であった場合にあっては零となる数				
B 三十. 四を当該施設の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であった場合は二十、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は十、百分の五未満であった場合は零となる数				
C 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も含。む。)を行った者の占める割合が百分の三十以上であった場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であった場合は零となる数				

点検項目		点検結果	:	
	請求到	実績有	=+_1>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
D 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が百分の三十以上であった場合は十、百分の三十未満であり。かつ、百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であった場合は零となる数				
E 法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは三、いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは一、いずれか一種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数				
F 当該施設において、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。)で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数				
G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上の場合は五、三未満であり、かつ、二以上の場合は三、二未満の場合は零となる数				
H 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護5の者の占める割合が百分の五十以上であった場合は五、百分の五十未満であり、かつ、百分の三十五以上であった場合は三、百分の三十五未満であった場合は零となる				
I 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は三、百分の五未満であった場合は零となる数				

点検項目	点検結果			
	請求到	実績有	== -12	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
J 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が 百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は三、百 分の五未満であった場合は零となる数				
(2)地域に貢献する活動を行っていること。				
(3)介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(i) 若しくは(iii)又はユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)を算定しているものであること。				
26-2. 在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	1日につき	き46単位を	を加算(在	宅強化型のみ)
(1)上記(1)に掲げる算定式により算定した数が七十以上であること。				
(2)介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii)若しくは(iv)又はユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ii)を算定しているものであること。				
27. 在宅復帰支援機能加算	1日につき	き10単位を	を加算	
(1)算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1月間を超えていた入所者に限る。)の占める割合が100分の30を超えていること。				
(2)退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が退所者の居宅を訪問すること又は居宅介護 支援事業者から情報提供を受けることにより、退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込 みであることを確認し、記録していること。				
(3)入所者の家族との連絡調整を行っていること。				
(4)入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。				
(5)入所者が在宅へ退所するに当たり、当該入所者及びその家族に対して次に掲げる支援を行うこと。				
①退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行うこと。				

点検項目	点検結果			
	請求到	実績有	==>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
②入所者の同意を得て退所後のサービスを行う者に対して介護状況を示す文書を添えて情報提供を行うこと。				
(6)当該加算の算定根拠等の関係書類を整備しておくこと。				
28. かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)	退所時に	100単位	を加算(1	人につき退所時に1回が限度)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師又は常勤の薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。 ※ただし、高齢者の薬物療法に関する十分な経験を有する医師又は.薬剤師については、高齢者の薬物療法に関する研修を受講した者とみなす。				
(2)入所後1月以内に、状況に応じて当該入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて当該入所者の主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意していること。				
(3)入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容及び入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。				
28-2. かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	退所時に	240単位	を加算(1	 人につき退所時に1回が限度)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)を算定していること。				
(2)入所期間が3月以上であると見込まれる入所者であること。				
(3) 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※厚生労働省への情報の提出は、入所期間が3月を超えると見込まれる入所者について、LIFEを用いて行うこととする。				
	l	l .	ı	

点検項目	点検結果			
	請求到	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
28−3. かかりつけ医連携薬剤調整加算(皿)	退所時に	100単位	を加算(1	人につき退所時に1回が限度)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定していること。				
(2)当該入所者(※)に6種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少させること。 ※内服を開始して4週間以上経過した内服薬が6種類以上処方されている入所者。				
(3)退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること。 ※入所時において当該入所者が処方されている内服薬のうち、頓服薬については内服薬の種類数から除外する。また、服用を開始して4週間以内の薬剤については、調整前の内服薬の種類数から				
除外する。 (4)当該加算を算定するに当たっては、合意した内容や調整の要点を診療録に記載する。				
29. 緊急時治療管理	1日につき	き518単位	なを加算	
<ul><li>(1)入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときであること。</li></ul>				
(2)同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度とすること。				
30. 所定疾患施設療養費(I)	1日につ	き239単位	位を算定	※加算(I)(Ⅱ)は併算定不可
(1)肺炎の者、尿路感染症の者、帯状疱疹の者、蜂窩織炎の者に対し、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等(近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。)の内容等を診療録に記載していること。 ※肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。 ※近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。				

点検項目		点検結果						
	請求到	請求実績有		請求実績有		請求実績有		
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無					
(2)所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該 入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。								
(3)同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定。								
30-2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	1日につ	き480単	位を算定	※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可				
(1)肺炎の者、尿路感染症の者、帯状疱疹の者、、蜂窩織炎の者に対し、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等(近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む)を診療録に記載していること。 ※肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。 ※近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。								
(2)所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該 入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。								
(3)当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講 していること。								
(4)同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定。								
31. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1月につ	き3単位を	加算					
(1)入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者)の割合が2分の1以上であること。								
(2)認知症介護に係る専門的な研修(※)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修								

点検項目		点検結果		
	請求到	実績有	=+ _1>	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(3)事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を 定期的に開催していること。				
※認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。				
31-2. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1月につき	き4単位を	加算	
(1)入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者)の割合が2分の1以上であること。				
(2)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修				
(3)事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ※認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。				
(4)認知症介護の指導に係る専門的な研修(※)を修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症 ケアの指導等を実施していること。 ※認知症介護の指導に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な				
研修				
(5)事業所の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、 研修を実施又は実施を予定していること。				

点検項目		点検結果		
	請求実績有		請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
10000000000000000000000000000000000	1日につき	き200単位	なを加算	
(1)医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所 することが適当と判断した者に対し、サービスを行った場合であること。				
(2)介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、入所者又は家族の同意の上、当該施設に 入所した場合であること。				
(3)医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。				
(4)判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を 行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこ と。				
(5)入所した日から起算して7日を限度とすること。				
(6)次に掲げる者が、直接、当該施設に入所した場合には、当該加算は算定できない。				
①病院又は診療所に入院中の者				
②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者				
③短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者				
(7)個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応した設備を整備すること。				個室等
(8)当該入所者が入所前1月の間に、当該施設に入所したことがない場合及び入所前1月の間に当該加算を算定したことがないこと。				

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求	
点検事項 	満たす	満たさな い	実績無	
33. 認知症情報提供加算	1回を限	度として35	50単位を	加算
(1)過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であること。				
※認知症の原因疾患に関する確定診断 脳血管疾患、アルツハイマー病等、認知症の原因疾患が特定されたことをいう。				
(2)施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、「認知症疾患医療センター」又は「認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関」に、当該入所者の紹介を行った場合であること。				
※施設内での診断が困難 介護老人保健施設の医師が、入所者の症状、施設の設備、医師の専門分野等の状況から、当該 施設内での認知症の鑑別診断等が困難であると判断した場合を指す。				
(3)入所者1人につき入所期間中に1回を限度とすること。				
(4)当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関(認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関を除く。)に対する紹介を行った場合は算定しないこと。				
34. 地域連携診療計画情報提供加算	1回を限	度として30	00単位を	加算
(1)保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を 実施した場合。				
(2)入所者の同意を得た上で退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合。				
(3)地域連携診療計画を施設および連携保険医療機関と共有されていること。				
(4)内容、開催日等必要な事項について診療録等に記録されていること。				
35. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	1月につ	き33単位を	を加算	
次に掲げるいずれの基準にも適合していること。				

点検項目	点検結果			
	請求	実績有	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(1)入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。				
※厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。				
(2)必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
(3)サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じたリハビリテーション実施計画の作成(Plan)、当該計画に基づくリハビリテーションの実施(Do)、 当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。なお、評価は、リハビリテーション実施計画書に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとにを行うものであること。				
36. 褥瘡マネジメント加算(I)	1月につ	き3単位を	加算 ※加	□算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可。
(1)入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
(2)(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。				
(3)入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。				
(4)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。				
36-2. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月につ	き13単位:	を加算 ※	· 加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可。
(1)褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている				
(2)施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の 発生のないこと。				

点検項目	点検結果			
	請求到	請求実績有		
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
37. 排せつ支援加算(I)	1月につ	き10単位	を加算	※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算不可。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
(2)(1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。				
(3)(1)の評価に基づき、少なくとも三3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。				
37-2. 排せつ支援加算(Ⅱ)	1月につ	き15単位	を加算	※加算(I)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算不可。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしていること。				
(2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ①排せつ支援加算(I)の(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 ②排せつ支援加算(I)の(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。				
37−3. 排せつ支援加算(Ⅲ)	1月につ	き20単位	を加算	※加算(I)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算不可。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしていること。				

点検項目	点検結果			
	請求到	情求実績有 := :		
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(2)排せつ支援加算(I)の(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。				
(3)排せつ支援加算(I)の(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。				
38. 自立支援促進加算	1月につき	き300単位	なを加算	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ※評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。				
(2)(1)の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護政援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、 支援計画に従ったケアを実施していること。				
(3)(1)の医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。				
(4)医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。				
39. 科学的介護推進体制加算				
科学的介護推進体制加算は、原則として入所者全員を対象として、入所者ごとに要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものであること。				
39-2. 科学的介護推進体制加算(I)	1月につき	き40単位	を加算	※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				

点検項目	点検結果			
	請求写	求実績有 -		
点検事項	満たす	満たさな い	実績無	
(1)入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。				
(2)必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行い、検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質の更なる向上に努める。				
39-3. 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	き60単位	を加算	- ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に加えて、疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。				
(2)必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行い、検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質の更なる向上に努める。				

点検項目	点検結果					
	請求到	請求実績有				
点検事項 	満たす	満たさな い	請求 実績無			
40. 安全対策体制加算	入所初日	に限り20	単位を加え	算		
(1)介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準に適合していること。						
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第36条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置 を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のた めの指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はこれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、 その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。						
(2)介護老人保健施設基準第36条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における 研修を受けていること。						
(3)当該介護老人保健施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備 されていること。						
41. サービス提供体制強化加算(I)	1日につき22単位を加算					
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。						
(1)次のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ②施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十10年以上の介護福祉士の占める割合100分の35以上であること。						
(2)提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。						
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。						
41-2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	き18単位	を加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。						

点検項目	点検結果				
	請求等	実績有	=± <del>.\.</del>	請求	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無		
(1)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。					
(2)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。					
41-3. サービス提供体制強化加算(皿)	1日につ	き6単位を	加算		
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。					
(1)次のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ②施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が10 0分の30以上であること。					
(2)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。					
42. 介護職員処遇改善加算(I)~(Ⅲ)共通					
(1)賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置がされていること。				介護職員処遇改善計画書	
(2)改善計画書の作成、周知、届出がされていること。				介護職員処遇改善計画書	
(3)賃金の改善を実施していること。 (介護従業者1人当たり月額: 円)				賃金改善確認書	
(4)処遇改善に関する実績の報告がされていること。				実績報告書	
(5)前12月間に法令違反し、罰金以上の刑を受けた事例はないこと。					
(6)労働保険料を適正に納付していること。					
42-2. 介護職員処遇改善加算(I)	1人1月ま	あたりの介	護報酬総	単位数×1000分の39を加算	
(1)次の①~⑦の全てに適合していること。					
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。				辞令、雇用通知等	

点検項目		点検結果			
	請求到	実績有	請求	主七	
点検事項	満たす	満たさな い	実績無		
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。					
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。				就業規則等の明確な根拠規定	
④介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。					
(1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。				研修計画書等	
(2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。					
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。					
⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する次の仕組みを設けていること。					
(1)経験に応じて昇給する仕組み(勤続年数や経験年数に応じて昇給する仕組み) (2)資格等に応じて昇給する仕組み(資格取得に応じて昇給する仕組み) (3)一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み(実技経験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組み)				評価基準や昇給条件が明文化されたもの	
⑦ 職場環境等要件を満たすこと。					
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。					
42-3. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の29を加算				
(1)次の①~⑥の全てに適合していること。					
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。				辞令、雇用通知等	
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。					

点検項目		点検結果		
	請求到	実績有	==	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。				就業規則等の明確な根拠規定
④介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。				
(1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う				研修計画書等
こと。 (2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の 援助等)を実施すること。				
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。				
⑥ 職場環境等要件を満たすこと。				
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。				
42-4. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1人1月ま	あたりの介	護報酬総	単位数×1000分の16を加算
(1)次の①~③又は④~⑤に適合し、かつ、⑥に適合していること。				
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。				辞令、雇用通知等
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。				
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。				就業規則等の明確な根拠規定
④介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。				
(1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。				研修計画書等
(2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。				

点検項目	点検結果			
	請求	実績有	=± <del>-1</del> -	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。				
⑥ 職場環境等要件を満たすこと。				
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。				
43. 介護職員等特定処遇改善加算(I)·(Ⅱ)共通				
(1)次のa~dに掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。				介護職員等特定処遇改善計画書
a 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(ただし、当該加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない。) ※経験・技能のある介護職員…介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者				
b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に関する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。				
c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。(ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。)				
d 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。				
(2)改善計画書の作成、周知、届出があること。				介護職員等特定処遇改善計画書
(3)賃金改善の実施がされていること。				
(4)処遇改善に関する実績の報告をしていること。				実績報告書
(5)介護職員処遇改善加算の(I)から(II)までのいずれかを算定していること。				

点検項目	点検結果			
	請求実績有		=± + <u>+</u> -	
点検事項	満たす	満たさな い	請求 実績無	
(6) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。				
(7)(6)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。				
43-2. 介護職員等特定処遇改善加算(I)	1人1月ま	あたりの介	護報酬総.	単位数×1000分の21を加算
サービス提供体制強化加算(I)又は(I)のいずれかを届け出ていること。				
43-3. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月ま	あたりの介	護報酬総.	単位数×1000分の17を加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通事項全てに適合していること。				
44. 介護職員等ベースアップ等支援加算				
(1)賃金改善に関する介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、計画に基づく措置、周知、届出があること。				ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
(2)賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回り、その見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てること。				
(3)介護職員処遇改善加算(I)~(Ⅲ)のいずれかを算定していること。				